

## 1.FC箕面 クラブ規約

### <1.FC箕面について>

当クラブは特定非営利活動法人ハートフェルトスポーツクラブが運営するサッカークラブである。  
主に箕面市森町地区および第2中学校区を中心に活動する。

### <入会資格>

- 1) 当クラブの主旨、規約に賛同し、入会申込書及び誓約書を提出した者。
- 2) 当クラブの指導、ルール、集団行動の規律を守れる者。
- 3) 医師の診断に基づき、健康な者（心疾患など持病がない者）

### <クラブ規約>

#### 第1条 名称

当クラブは1.FC箕面（イチエフシーミノオ\*略称：イチエフ）と称する。

#### 第2条 運営

当クラブは特定非営利活動法人ハートフェルトスポーツクラブが運営する。

#### 第3条 活動目的

当クラブはサッカーを通じて心身ともに豊で、素晴らしい人間に成長していくことをサポートする。

#### 第4条 入会

当クラブに入会できるものは、クラブの規約を十分に理解し、賛同したものである。

会員管理アプリ「Sgrum」の会員登録を持ってクラブ規約の承諾とし、クラブ所属を認める。

また、スクール生を除き他クラブとの掛け持ちは認めない。

#### 第5条 費用

月謝等の諸費用は所定の期日・方法で納入する。また、月謝などの諸費用は経済の変動や災害、人災等に伴い変動する。

#### 第6条 休会

個人の事情による休会は認めません。

病気や怪我で個人の事情で止むを得ず1ヶ月以上休会される場合は、休会費として月謝額の30%を当クラブに納入する。

#### 第7条 退会

退会を希望される方は、退会する1ヶ月前（退会前月20日まで）に当クラブに申し出ること。

申し出なかった場合、翌月の会費も納めること。

#### 第8条 会員資格の喪失

- 1) 2か月分の月謝を滞納した場合
- 2) 月謝及び本クラブが定めた事項に反する場合。
- 3) 他の会員との協調性を欠き、その他の管理・運営の秩序を乱した場合。

#### 第9条 傷害・不測の事故（盗難も含む）

会員が活動や移動中に身体上の障害を受けた場合、当クラブが加入するスポーツ保険の受給範囲にて傷害賠償を行うものとする。また、万が一の会員に不測の事故等が起こった場合、当クラブでは一切の補償及び治療費等の責任を負わない。

#### 第10条 その他

当クラブは本規定に定めない事項及び管理・運営に必要な事項について別途定める。

#### 第11条 改定

当クラブは必要に応じて本規定を改定する。

#### 第12条 規約の効力

本規約は2022年4月1日より効力を生じるものとする。